

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	要措置区域内の土地の所有者等へ汚染除去等計画を作成及び提出の指示	
根 拠 法 令	土壤汚染対策法	
根 拠 条 項	第7条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	1 処分の要件 法第6条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染され、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（要措置区域） 2 処分の内容 要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限などを示した計画を作成し、提出することを指示する。	
	参 考 事 項	施行規則第33条、第34条、第35条
	設定等年月日	令和3年2月12日設定（令和3年4月1日最終変更）